広島県教育委員会 NEWS RELEASE
広島で学んで良かったと思える日本一の教育県の実現

報道提供資料
令和５年１月13日
課　名　総務課
担当者　総務係長　峯本　崇
内　線　4911
直通電話 082-513-4911

広島県教育委員会における障害者雇用率について

1　要旨

厚生労働省が12月23日（金）に「令和4年 障害者雇用状況の集計結果」を公表したことに合わせ，県教育委員会の状況を公表する。

2　障害者の雇用状況（令和4年6月1日現在）

○ 障害者の実雇用率は2.69%となり，平成30年度（1.37%）に比べて1.32ポイントの上昇，昨年度（2.68%）に比べて0.01ポイントの上昇

全国平均（2.26%）を0.43ポイント上回っており，全都道府県中6位（平成30年度：44位，令和元年度：23位，令和2年度：5位，令和3年度：5位）

○ この比率は，法定雇用率（2.5%（現時点の都道府県等の教育委員会の法定雇用率））を0.19ポイント上回っている

（単位：人，%，ポイント）

区　分		法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数※2 A	障害者の数※3 B	実雇用率 C(B/A)	[参考] 全国平均	[参考] 順位	法定雇用率 D	差引 E(C−D)
平成30年度調査結果（平成30年6月1日現在）	a	11,342.0	155.0	1.37	1.87	44	2.4	▲1.03
令和元年度調査結果（令和元年6月1日現在）	b	12,518.5	261.5	2.09	1.87	23	2.4	▲0.31
令和2年度調査結果（令和2年6月1日現在）	c	12,730.5	330.0	2.59	2.06	5	2.4	0.19
令和3年度調査結果（令和3年6月1日現在）	d	12,824.0	343.5	2.68	2.21	5	2.5	0.18
今年度調査結果（令和4年6月1日現在）	e	12,842.0	346.0	2.69	2.26	6	2.5	0.19
平成30年度比	e−a	1,500.0	191.0	1.32	0.39	—	—	—
昨年度比	e−d	18.0	2.5	0.01	0.05	—	—	—
全　国		638,879.0	14,463.0	2.26	—	—	—	—

※2　A欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」は，職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数としている。

※3　B欄の「障害者の数」は，身体障害者数，知的障害者数及び精神障害者数の計であり，短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については，１人を２人に相当するものとして計上している。
また，短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については，１人に相当するものとして計上している。
さらに，重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については，１人を0.5人に相当するものとして計上している。ただし，短時間勤務職員である精神障害者であって，平成30年6月2日以降に採用された者又は同日より前に採用され，同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者は，１人に相当するものとして計上している。

3　これまでの取組状況

(1)教職員としての採用

- 教員採用試験の特別選考について，それまでの「身体障害者」に加え，「精神障害者」，「知的障害者」を対象とした試験を実施【令和元年度～】
- 行政職員採用試験について，これまでの「身体障害者」に加え，「精神障害者」，「知的障害者」を対象とした試験を実施【令和2年度～】

(2) ワークサポートステーションの設置とそのスタッフとしての雇用

- 教育委員会事務局内に「ワークサポートステーション（障害のある非常勤職員を集中配置して，印刷，データ入力，発送などの業務を実施）」を設置し，障害者を「ワークサポート職員」として雇用するとともに，「業務支援員（「ワークサポート職員」，「学校事務アシスタント」の業務を支援）」を配置【平成30年度～】
- 地方機関（西部教育事務所・芸北支所，東部教育事務所，北部教育事務所），教育機関（教育センター，図書館，福山少年自然の家，歴史民俗資料館，歴史博物館）において，障害者を「ワークサポート職員」として雇用【令和元年度～】

(3) 学校事務アシスタントとしての雇用

- 各県立学校（高等学校・特別支援学校）において，障害者を「学校事務アシスタント（教職員の教務補助，授業準備支援，図書館業務補助，事務室業務補助，校内環境整備などの業務を実施）として雇用【令和元年度～】
- 大規模校など，一部の県立学校においては，「学校事務アシスタント」を複数雇用【令和2年度～】

4　今後の対応

引き続き，障害のある方の就業を進め，その定着を図るとともに，働きやすい就労環境の整備に努める。

(4) 都道府県教育委員会の状況（法定雇用率2.5%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合　　計	638,879.0	14,463.0	2.26	1,814.5	
北海道	30,436.5	734.0	2.41	26.0	
青森県	9,606.5	200.5	2.09	39.5	
岩手県	8,914.0	224.5	2.52	0.0	
宮城県	11,530.5	310.5	2.69	0.0	
秋田県	7,440.5	191.0	2.57	0.0	
山形県	7,561.5	190.5	2.52	0.0	
福島県	12,413.0	234.5	1.89	75.5	
茨城県	19,137.0	510.0	2.66	0.0	
栃木県	12,705.0	342.5	2.70	0.0	
群馬県	11,739.0	259.0	2.21	34.0	
埼玉県	30,942.5	780.5	2.52	0.0	
千葉県	29,212.5	696.5	2.38	33.5	
東京都	49,107.0	904.5	1.84	322.5	
神奈川県	24,341.5	614.5	2.52	0.0	
新潟県	12,536.0	285.0	2.27	28.0	
富山県	6,899.0	177.5	2.57	0.0	
石川県	6,937.0	180.0	2.59	0.0	
福井県	5,497.0	150.0	2.73	0.0	
山梨県	6,413.0	166.5	2.60	0.0	
長野県	13,393.0	336.0	2.51	0.0	
岐阜県	12,971.5	329.0	2.54	0.0	
静岡県	16,155.0	296.0	1.83	107.0	
愛知県	32,450.0	466.5	1.44	344.5	
三重県	12,196.0	326.5	2.68	0.0	
滋賀県	9,449.5	241.5	2.56	0.0	
京都府	10,046.0	175.0	1.74	76.0	
大阪府	31,968.0	649.5	2.03	149.5	
兵庫県	25,438.0	410.0	1.61	225.0	
奈良県	8,067.0	146.0	1.81	55.0	
和歌山県	7,185.0	164.5	2.29	14.5	
鳥取県	5,078.0	139.0	2.74	0.0	
島根県	6,612.0	162.0	2.45	3.0	
岡山県	10,347.5	271.0	2.62	0.0	
広島県	12,842.0	346.0	2.69	0.0	
山口県	8,612.0	199.0	2.31	16.0	
徳島県	5,243.5	138.5	2.64	0.0	
香川県	6,622.5	170.0	2.57	0.0	
愛媛県	8,640.0	227.5	2.63	0.0	
高知県	6,582.0	195.5	2.97	0.0	
福岡県	18,000.5	329.5	1.83	120.5	
佐賀県	7,644.0	195.5	2.56	0.0	
長崎県	9,236.5	194.0	2.10	36.0	
熊本県	9,609.0	271.0	2.82	0.0	
大分県	8,511.5	226.5	2.66	0.0	
宮崎県	7,991.5	184.0	2.30	15.0	
鹿児島県	12,811.5	311.0	2.43	9.0	
沖縄県	11,807.0	210.5	1.78	84.5	

注 1　①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2　②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である、短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、短時間勤務職員である精神障害者であって、令和元年6月2日以降に採用された者又は令和元年6月2日より前に採用され、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者は、1人1カウントとしている。

3　④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4　この集計は、令和4年11月30日時点の集計結果に基づき作成した。